

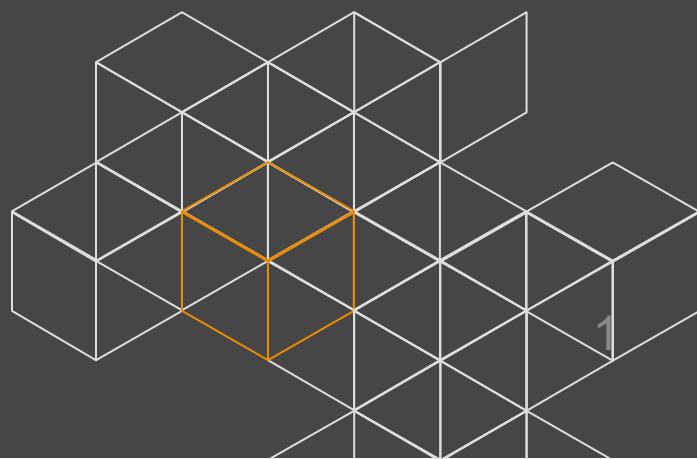


# PwCベトナムニュースブリーフ

## 税コードに関する新規定



[詳しくはこちら](#)



# ご一読ください

2025年7月1日より、通達86/2024に従い、個人納税コードに代わり、個人識別番号が必要となります。

今月からさまざまな新しい納税登録手続きが適用されます。



1

# 詳細

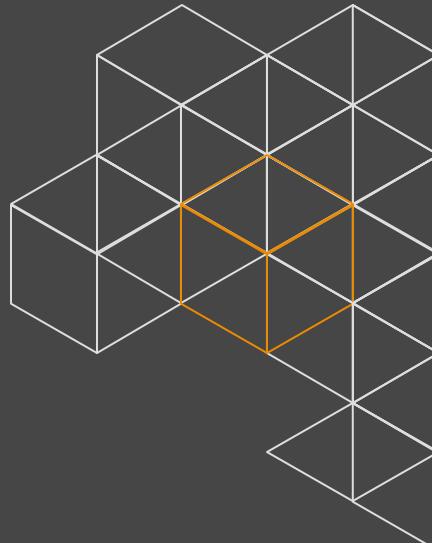
## ・個人納税コードから個人識別番号へ

- ・2025年7月1日より、ベトナムで個人識別番号(PIN)が発行されていない個人(外国人など)を除き、既存の個人納税コードに代わり、公安省が発行する個人識別番号(PIN)が発行されます。
- ・個人が複数の個人納税コードを持っている場合、PINはそれらすべてに代わります。個人は2025年7月1日までにPIN情報で納税コード登録を更新する必要があります。
- ・世帯代表者、事業所代表者、または個人事業主のPINは、その世帯または事業所の納税コードに代わるものとされます。

## ・その他

- ・通達86/2024は、通達105/2020のさまざまな税務登録手続きを置き換え、または廃止するものであり、2025年2月6日に発効します。
- ・主要な新規規定は、以下の通りです。
  - ・ベトナムの組織や個人と電子商取引、デジタルプラットフォームベースの事業、その他のサービスに従事する「非居住外国人」は、税務登録を行う必要があります。
  - ・ベトナムの当事者と同一契約を締結している外国の請負業者は、個別に税金を申告・納付する場合、個別の10桁の納税コードを取得できます。
  - ・業協力契約を締結している組織や個人は、必要に応じて納税コードを登録できます。
  - ・置き換えおよび削除された税務登録手続きの概要は、財政省が発行した2025年1月24日付の決定155号に記載されています。

# お問い合わせ



本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

## ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai  
ディレクター  
+84 90 175 5377  
shimpei.imai@pwc.com

## ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto  
マネージャー  
+84 90 694 4533  
sugimoto.yuri@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara  
マネージャー  
+84 35 585 0051  
kimpara.yuya@pwc.com



[www.pwc.com/vn](http://www.pwc.com/vn)

